

## 麦・大豆等作付拡大支援事業費補助金交付要綱

令和4年4月18日 決裁  
令和4年9月30日 改正  
令和5年5月9日 改正

(趣旨)

第1条 県は、麦・大豆等作付拡大支援事業実施要領（令和4年4月18日 決裁。以下「実施要領」という。）に基づき、事業実施主体が実施する麦・大豆等作付拡大支援事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(対象経費及び補助率)

第2条 補助金交付の対象となる経費及び補助率等は、別表に定めるところによる。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、県は補助金の交付申請をしようとするものに対して通知するものとする。

(添付書類の省略)

第4条 規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(重要な変更の承認手続)

第7条 事業実施主体は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表の重要な変更の欄に掲げる変更について知事の承認を受けようとする場合には、様式第3号による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 事業実施主体は、補助金の全部または一部について概算払を受けようとするときは、様式第4号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 事業実施主体は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）後30日以内又は、当該年度の3月20日までのいずれか早い方を原則とする。

(補助金の額の確定通知書)

第11条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第6号のとおりとする。

2 規則第14条の補助金の額の確定をするにあたっては、第10条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(書類の整備等)

第12条 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度のよく会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第13条 事業実施主体は、実施要領第5の1に定める交付対象者が補助金の交付を受けようとする際には、交付対象者が参考様式1の暴力団排除に関する誓約事項に同意することを確認しなければならない。

2 前項に規定する誓約事項の確認書類は、事業実施主体が保管するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月20日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和4年9月30日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和5年5月9日から施行する。

別表（第2条、第7条関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更
			事業内容の変更
麦・大豆等作付拡大支援事業	麦・大豆等作付拡大支援事業実施要領第2の事業に要する経費	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 30%を超える補助金の増減

様式第1号（第3条関係）

令和〇〇年度麦・大豆等作付拡大支援事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

埼玉県知事

〇〇 〇〇 あて

住所  
〇〇地域農業再生協議会  
会長 〇〇 〇〇  
又は  
〇〇市町村長 〇〇 〇〇

令和〇年度において、下記のとおり麦・大豆等作付拡大支援事業を実施したい（又は実施した）ので、麦・大豆等作付拡大支援事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請金額（又は実績報告額） 金 〇〇〇円

3 事業の内容及び計画（又は実績）

地域作付計画

区 分	内 容			備 考
	交付対象面積(a)	交付対象者数(人)	所要額(円)	
1 - 1 作付拡大支援 (麦)				
1 - 2 作付拡大支援 (麦以外)				
2 複数年契約加算				
3 推進事業費				

4 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費（又は要した 経費）	負担区分		備 考
		補 助 金	その他	
	円	円	円	
麦・大豆等作付拡大支援事業				
合 計				

5 事業の完了予定（又は完了）年月日  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 収支予算（又は精算）

(1)収入の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度精 算額）	前年度予算額 （又は本年度予 算額）	比 較 増 減		備 考
			増	減	
麦・大豆等作付拡大支援事業	円	円	円	円	
1 補助金					
2 その他					
合 計					

(2)支出の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度 精算額）	前年度予算額 （又は本年度 予算額）	比 較 増 減		備 考
			増	減	
麦・大豆等作付拡大支援事業	円	円	円	円	
1-1 作付拡大支援（麦）					
1-2 作付拡大支援（麦以外）					
2 複数年契約加算					
3 推進事業費					
合 計					

7 添付書類

- ・事業実施計画書（実績報告の場合は実施状況報告書）
- ・地域農業再生協議会（又は市町村）の補助金の交付に関する規定又は要綱

様式第2号（第6条関係）

令和〇〇年度麦・大豆等作付拡大支援事業業費補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

{ 〇〇地域農業再生協議会  
会長 〇〇 〇〇  
又は  
〇〇市町村長 〇〇 〇〇 } 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった〇〇年度麦・大豆等作付拡大支援事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法
- 3 条件
  - (1) 事業実施主体の長は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を著しく変更する場合には知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業実施主体の長は、補助事業を中止又は廃止する場合には知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業実施主体の長は、補助事業の遂行が困難となった場合には速やかに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
  - (4) 事業実施主体の長は、麦・大豆等作付拡大支援事業業費補助金交付要綱及び関係する要綱に従わなければならない。
  - (5) 事業実施主体の長は、この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を、当該補助の会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

令和〇〇年度麦・大豆等作付拡大支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

埼玉県知事

〇〇 〇〇 あて

{ 住所  
〇〇地域農業再生協議会  
会長 〇〇 〇〇  
又は  
〇〇市町村長 〇〇 〇〇 }

令和〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定を受けた令和〇年度麦・大豆等作付拡大支援事業費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、麦・大豆等作付拡大支援事業費補助金交付要綱第7条の1の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

（注）記の記載要領は、様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ二段書きにし、変更前（中止又は廃止前）を上段に括弧書きにする。また、事業の目的を変更の理由（中止又は廃止の理由）に変わる。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものだけに限り添付する。

様式第4号（第8条関係）

令和〇〇年度麦・大豆等作付拡大支援事業費補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

埼玉県知事

〇〇 〇〇 あて

{ 住所  
〇〇地域農業再生協議会  
会長 〇〇 〇〇  
又は  
〇〇市町村長 〇〇 〇〇 }

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知をもらった令和〇年度麦・大豆等作付拡大支援事業費補助金について、麦・大豆等作付拡大支援事業費補助金交付要綱第8条の規定より、下記のとおり概算払いにより交付されたく請求します。

記

交付決定額 金 円  
概算払請求額 金 円

債権者コード（8桁）	
------------	--



様式第5号（第10条関係）

令和〇〇年度麦・大豆等作付拡大支援事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

埼玉県知事

〇〇 〇〇 あて

{ 住所  
〇〇地域農業再生協議会  
会長 〇〇 〇〇  
又は  
〇〇市町村長 〇〇 〇〇 }

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた令和〇年度麦・大豆等作付拡大支援事業が完了したので、補助金等の交付手続きに関する規則13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

(注) 1 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載する。

2 添付書類については、補助金交付申請書又は変更交付申請書に添付したもののから変更があったものに限り添付する。

様式第6号（第11条関係）

令和〇〇年度麦・大豆等作付拡大支援事業費補助金交付確定通知書

番 号  
年 月 日

{ 〇〇地域農業再生協議会  
会長 〇〇 〇〇  
又は  
〇〇市町村長 〇〇 〇〇 様 }

埼玉県知事 〇〇 〇〇

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知をした令和〇年度麦・大豆等作付拡大支援事業費については、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって提出のあった実績報告書等に基づき、金〇〇〇〇円に確定したので、補助金等の交付手続き等に関する規則第14条の規定により通知する。

(参考様式1)

## 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所在地： \_\_\_\_\_

事業者名： \_\_\_\_\_

代表者職・氏名： \_\_\_\_\_